

災害時等相互応援に関する【なかよし協定】

日本ビルメン経営品質協議会会員は友好関係にあり、災害時におけるお客様と社員の保護の為に独自では十分な対応が実施できない場合に、当該災害等に被害を受けていない会社(以下「応援側」という。)が被災会社における応急、復旧、復興対策等を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) その他被災側が要請した措置

- 2 この協定は強制するものではなく各社の災害時典の社内状況で可能な範囲とする。
- 3 応援側に負担が掛からない様にボランティアだけに頼らず依頼側が費用負担を申し入れる事も可能とする

(応援の要請)

第2条 応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次の掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援の期間
- (4) その他応援に当たって留意する事項

- 2 依頼側の要請で、作業車や資材の代替え購入なども行う事ができる(但し代金は先払いとする)

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた会社は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

- 2 災害の規模が甚大である等の理由により被災側からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、前条の規定による応援の要請があったものとみなし、応援するものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として被災側の負担とする。

(平常時の協力)

第5条 両社は、平常時において、防災組織体制等に関する情報交換を行う。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、両社が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を防げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両社が協議して定めるものとする。

この協定は、各社が必要な時に印刷等を行い、使用できる。

(「なかよし協定」締結社名一覧)

四国管財株式会社

株式会社 ベル

アルコット株式会社

エコル株式会社

株式会社 エヌビーエム

株式会社 アコス

株式会社 南日本総合サービス

株式会社 ファイヴエーカーパニー

石原アメニテック株式会社

滋賀双葉ビル整備株式会社

プロスタイル株式会社

株式会社 栄水化学

双葉メンテナンス工業株式会社

アポロ管財株式会社

株式会社 A-one

株式会社 アドバンスサービス

沖縄ビル管理株式会社

株式会社 グローバル・クリーン

ユニティガードシステム株式会社

株式会社 ワタナベ美装

日本クリーン京浜株式会社

東工エンジニアリング株式会社

新日本ビルサービス株式会社

名美興業株式会社

徳島美装工業株式会社

愛媛管財株式会社

高知県高知市南はりまや町 2-4-15

大阪府東大阪市吉田下島 14-7

富山県富山市二口 3-5-5

東京都文京区湯島 2-10-10 マキノビル2階

香川県綾歌郡宇多津町六番丁 78-2

東京都八王子市大和田町 4-20-2

鹿児島県鹿児島市小川町 15-1

東京都世田谷区松原1-34-16 トーア明大前マンション1階

兵庫県神戸市中央区雲井通 7-1-1 神戸新聞会館ビル

滋賀県大津市大萱 1-4-19

千葉県香取市上小堀1517

兵庫県尼崎市築地 2-6-25

京都府京都市下京区七条御所ノ内本町 6-2

東京都狛江市緒方 3-36-3

愛知県名古屋市熱田区伝馬 2-2-12

埼玉県越谷市平方 2170

沖縄県那覇市久米 2-33-1

宮崎県日向市亀崎1丁目28番地

東京都港区西新橋 1-10-8 UGSビル

京都府京都市山科区音羽沢町 18-1

神奈川県座間市さがみ野2-1-30-407

大阪府大阪市中央区高麗橋2-2-7 東栄ビル4F

埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-12-7

北海道函館市梁川町1-5

徳島県徳島市秋田町4-10

愛媛県松山市柳井町2-7-13

有限会社美創プランニング

株式会社ファースト・コラボレーション

株式会社三勢

株式会社エムケーキクリーン

広島管財株式会社

茨城県取手市井野台1-27-9

高知県高知市南川添8-17

熊本県熊本市中央区帯山3丁目8-44

東京都板橋区幸町1-9 カーサ大山幸町1F

広島市中区大手町5丁目7番17号